

学校健全育成サポートチーム等設置規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、千代田区いじめ防止等のための基本条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）第14条第6項に基づき、学校健全育成サポートチーム等の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、別に定めるものを除き条例の定めるところによる。

（組織）

第3条 学校健全育成サポートチーム等に座長を置く。

2 座長は、学校健全育成サポートチームにあつては当該区立学校の校長が、児童施設等健全育成サポートチームにあつては児童・家庭支援センター所長が、それぞれ務める。

3 座長は、学校健全育成サポートチーム等を代表し、会務を総理する。

4 学校健全育成サポートチーム等は、座長及び次の各号に掲げる区分により座長が委嘱又は任命する20名以内の構成員をもって組織する。

（1）学識経験を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者

（2）指導主事又は児童・家庭支援センターの職員

（3）警察その他の関係機関の職員

（4）民生・児童委員、青少年委員その他の地域住民

（5）スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー

（6）その他座長が必要と認める者

5 構成員の任期は1年とし、再任することができる。

6 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

（所掌事務）

第4条 学校健全育成サポートチーム等は、次に掲げる事務を行う。

（1）条例第14条第2項及び第4項に規定する重大事態が発生した場合の調査及び報告

（2）専門的見識に基づいたいじめの防止等の適切な対応策の検討

（3）いじめの防止等に係る保護者及び学校等への指導及び助言

(4) いじめの被害を受けた児童等に対する支援

- 2 学校健全育成サポートチーム等は、毎年度当初に、いじめ問題等が発生した場合の対応及び学校健全育成サポートチーム等の活動方針について、あらかじめ協議し、取り決めておくものとする。

(会議)

第5条 健全育成サポートチーム等の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 健全育成サポートチーム等は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、議事録を作成し、千代田区情報公開条例（平成13年条例第2号）又は千代田区個人情報保護条例（平成10年条例第43号）の規定に基づき公開又は開示する。

(報告)

第7条 座長は、健全育成サポートチーム等の活動について、教育長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 座長及び学校健全育成サポートチーム等の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 学校健全育成サポートチームの庶務は、当該区立学校が、児童施設等健全育成サポートチームの庶務は、児童・家庭支援センターが、それぞれ処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、学校健全育成サポートチーム等に関し必要な事項は、子ども部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年3月1日から適用する。